

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によれば、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの間、バイブレーター、ピック等の振動工具を使用する作業に約23年8か月間従事したとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、A医院に受診し「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認

められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A医院に受診して「振動障害」と診断されたものであるが、振動障害の業務上外の判断に関しては、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人は、レイノー現象は無かったと述べ、また、B医師、C医師及びD医師は、各意見書等において、レイノー現象は「無」と判断していることから、当審査会としても、レイノー現象の発現は認められないものと判断する。

(3) 次に、末梢循環障害、末梢神経障害及び運動機能障害についてみると、B医師は、平成〇年〇月〇日付け振動障害診断票において、いずれの障害についても「認められる」と診断している。これに対し、C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、末梢循環障害及び末梢神経障害は「認められる」と評価しているが、運動機能障害については、「各検査数値の低下がみられるが、脳梗塞後遺症及び投薬による影響が大きく、振動ばく露による運動機能障害は認められない。」と所見しており、また、D医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、末梢循環障害は冷水負荷後の回復率に明らかな異常を認めていないことから「認められない」、末梢神経障害は「認められる」、運動機能障害については、左上肢のみの低下であり脳梗塞後の左不全片麻痺と考えられることから「認められない」と所見している。

上記のとおり、各医師の見解はそれぞれ異なっているところ、C医師及びD医師は共に、請求人の脳梗塞による後遺症の影響を指摘し、振動ばく露による運動機能障害は認められないと結論づけている。

(4) 一般に、振動障害は、離職後、症状が悪化することはほとんどないとされて

いるところ、請求人には、離職直前に測定された末梢循環機能、末梢神経機能、運動機能において末梢神経機能の軽度異常を認める以外に大きな異常を認めていない。しかし、離職約3年後の測定においては、いずれの機能も著しく悪化していることが認められる。このことからすると、当審査会としても、上記C医師及びD医師の見解を妥当と思料し、請求人に生じた症状、特に運動機能障害は、請求人がり患した脳梗塞及びそれに伴うてんかんや服薬等による影響が大きく関与したものとみることが相当であり、決定書理由第2の2の(2)(エ)に説示するとおり、請求人には、認定基準の要件である運動機能障害は認められないものと判断する。

(5) したがって、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。